

令和7年度 玉野市奨学生募集要項

必ず返還が伴います。

申請の前に、返還についてもご家族でよく話し合いの上、申請してください。

1. 奨学資金とは

学校教育法に基づく高等学校、高等専門学校、大学、市内の専修学校に在学する者に奨学金を貸し付け、将来社会に貢献しうる有為な人材を育成するものです。

2. 奨学金の貸付額（月額）

大 学	30,000円	高等専門学校（1年～3年） "（4年～5年）	20,000円 30,000円
市内の専修学校	30,000円	高等学校	20,000円

※いずれも無利子

3. 貸付期間

正規の修学期間

4. 奨学生の資格

経済的理由により、修学が困難な者かつ①～③に該当する者

- ① 品行方正、学業成績優秀で成業の見込みのある者
- ② 心身ともに健全であって成業の見込みのある者
- ③ 保護者（連帯保証人）が玉野市民である者

5. 選考基準

＜学業基準＞

各科目5段階評価の平均3.0以上であること

＜家計基準＞

世帯あたりの給与収入又は給与以外の所得金額が、
独立行政法人日本学生支援機構が実施する第1種奨学金（貸与・無利子・在学採用）
の各校種における家計基準の上限以下であること

※選考基準確認シートで収入基準に該当するかおよその確認ができます。

あくまで目安であり、金額を上回っていても対象となる場合や、下回っていても対象とならない場合があります。